



# 鳥取県公報

令和7年3月7日（金）  
第9675号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（105）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（106・107）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（3件）（108～110）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	都市計画事業の認可（111）（道路建設課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（112）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（113）（〃）・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（4）・・・・・・ 5
◇ 人委告示	選考により採用する職の一部改正（1）（任用課）・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

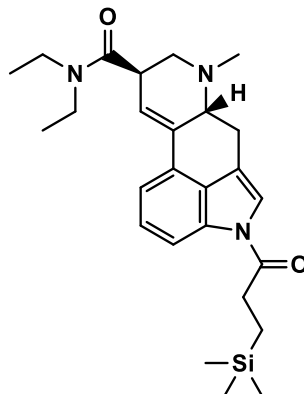
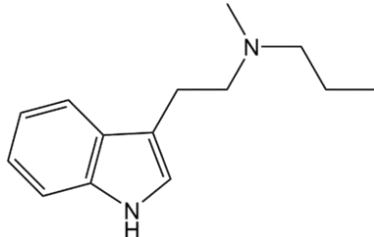
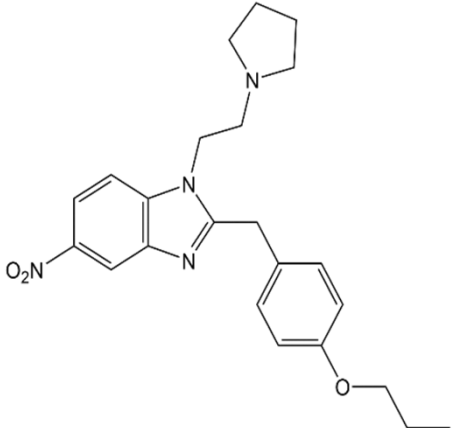
# 告 示

**鳥取県告示第105号**

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

<p>6-知(1)-13</p>	<p>1S-LSD</p>	<p>(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
<p>6-知(1)-14</p>	<p>MPT、Methylpropyltryptamine</p>	<p>N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類</p> 
<p>6-知(1)-15</p>	<p>Protonitazepylene、N-Pyrrolidino protonitazene</p>	<p>5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類</p> 

---

**鳥取県告示第106号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町落岩字段所392、392の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第107号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町日田字烏帽子岩573、字崩谷1386の2（次の図に示す部分に限る。）、1412
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第108号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業地域 鳥取市並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 令和7年2月13日

---

**鳥取県告示第109号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び確定測量）
- 2 作業地域 鳥取市青谷町山根
- 3 終了年月日 令和7年2月19日

---

**鳥取県告示第110号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市中砂見
- 3 終了年月日 令和7年2月25日

---

**鳥取県告示第111号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・4・21号大工町土居叶線
- 3 事業施行期間  
令和7年3月7日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
永楽温泉町、吉方、富安二丁目、南吉方一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

---

**鳥取県告示第112号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市上福原317-1	さんふく	米子市日野町55	就労継続支援A型	令和7年3月1日

**鳥取県告示第113号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人きらめき	西伯郡大山町平田376	ストック作業所	西伯郡大山町平田376	就労継続支援A型	令和7年3月31日

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第4号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和7年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,000
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	44,999
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	141,665
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,207
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,993
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,303
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,104
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,061
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,054
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,539

西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 11,016  
 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 2,722

## 人 事 委 員 会 告 示

### 鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職）の一部を次のように改正し、令和7年3月7日から施行する。

令和7年3月7日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士<del>の職</del>、病院薬剤師の職、<u>病院管理栄養士の職</u>、公文書館の専門員の職、獣医師の職、畜種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する知的障害者を除く。）をもって補充しようとする職</p> <p>2 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p> <p>保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く。）の職、<u>管理栄養士</u>（<u>病院管理栄養士</u>を除く。）の職、保健師の職、司書の職及び国際事務の職</p>	<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士<del>の職</del>、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、畜種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する知的障害者を除く。）をもって補充しようとする職</p> <p>2 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p> <p>保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く。）の職、<u>栄養士の職</u>、保健師の職、司書の職及び国際事務の職</p>

3・4 略

3・4 略

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月7日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県立中央病院清掃等業務 一式               |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 令和7年1月10日                      |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 鳥取ビルクリーナー株式会社<br>鳥取市本町四丁目217   |
| 5 落 札 金 額              | 449,460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 令和6年11月22日                     |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課<br>鳥取市江津730     |